

規制改革推進会議ホットライン対策チーム

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

平成 29 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までに所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

投資等ワーキング・グループ関連

	区分	別添の該当ページ
1. 県外産業廃棄物流入規制の見直し		1
2. 廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し		2
3. 洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備		3
4. 行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・照会手続きの電子化		4
5. 健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進		6
6. 制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について		8
7. 局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消		9
8. 電気通信工事業における監理技術者資格者の要件緩和		11
9. 都市計画基礎調査の民間利用促進		12
10. 優良認定制度の見直しについて		13
11. 行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化		14

本会議関連

	区分	別添の該当ページ
1. タクシー二種免許受験資格要件の緩和		16
2. 戸建住宅を宿泊施設として活用するための規制緩和(消防法における消防用設備の設置義務の規制緩和)		17

「 」: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

「 」: 再検討が必要(「 」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

「 」: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 1 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	県外産業廃棄物流入規制の見直し
具体的内容	<p>【具体的内容】 都道府県等の条例・指導要綱に基づく事前協議制の撤廃を含め、速やかに都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 廃棄物処理法の規定にはないが、産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その申請、許認可の取得に多くの時間、労力を費やされている。また、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行うにもかかわらず、都道府県等によって判断が異なる場合があり、事業者による広域のかつ効率的な廃棄物処理、リサイクルの阻害要因となっている。</p> <p>このため、昨年度見直しを要望したところ、環境省から、『都道府県市外産業廃棄物流入抑制策の扱いについて』の実態調査を行っている。本実態調査を踏まえて、廃棄物処理法の趣旨・目的を超えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する予定。』との回答を得た。しかし、現時点で改善は見られず、速やかに、事前協議制の撤廃を含め、都道府県等による県外産業廃棄物の流入規制を見直すべきである。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成 9 年 12 月 26 日付け衛環 318 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)において、「従来、法による規制を補完すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市において要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。」とお示しているところでございます。
該当法令等	-
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>流入規制については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、都道府県等が独自に行っている流入規制について、その背景と実態を把握した上で、流入規制のあり方次第では、廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知することなどを含め、必要な措置を検討して参ります。</p> <p>また、関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方、意見交換のテーマやその参加者も含めて検討してまいります。</p>

区	分
---	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 28 年 11 月 1 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 11 月 16 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 28 日

提案事項	廃棄物処理の広域認定制度の申請に関する審査体制の見直し
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>「広域認定制度申請の手引き」における「第 2 章 新規認定の申請手続 2.1 申請の流れ」について、「相談」「事前確認」を一体化するなど、相談・事前確認における確認項目の重複を省き、申請手続を効率化すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>「広域認定制度申請の手引き 第 2 章新規認定の申請手続 2.1 申請の流れ」によると、申請希望者は、環境省地方環境事務所における「相談」、環境省産業廃棄物課における「事前確認」を受けた後に審査申請ができることになっている。手引きによると、「相談」は申請者の構想の本制度への適合性を確認すること、「事前確認」は申請書類の作成方法等を確認することが目的とされるが、相談、事前確認、本審査の確認項目が重複することが多い（相談の時点で申請書類の内容も細かく確認されている）。実際の本審査期間は、標準期間である 3 ヶ月程度であるものの、相談から審査完了までの期間を合わせると平均 1 年から 1.5 年程度を要している。これらの二重チェックは手続きに時間を要するだけでなく、手続きを煩雑にしている。</p> <p>本要望については、すでに、2014 年度規制改革要望の政府回答において、「申請手続きの「相談」は、事業者の距離的な負担を軽減するという観点から、申請者に近い地方環境事務所に窓口を設けています。また、広域認定を取得した事業場への認定後の立入を地方環境事務所が実施することが効率的であるため、地方環境事務所において申請内容の把握に努めているところです。広域認定のスキームでは、製造メーカーの所在地、回収拠点、処分場所が全国各地に展開されていることが多いため、この「事前確認」「審査」については、書類内容の総括的な確認を行うことができる本省において統一的に実施しています。御指摘の本省と地方環境事務所の審査の重複をなくすためにも、これらの役割分担を明確にし、事業者の負担を軽減してまいります。」との回答をいただいているが、2014 年度規制改革要望の提出時の平均審査期間（8 か月～12 か月）と比べてもさらに長期化しており、改善が見られない。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>「広域認定制度申請の手引き」においては、申請希望者は、環境省地方環境事務所において相談をし、地方環境事務所において概ね申請希望者の構想が本制度に適したものであると判断された場合、申請者において申請書類を作成した上で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課又は産業廃棄物課に事前確認を受けることとしています。</p> <p>事前確認を受けた後、必要書類の有無を確認し、申請書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課又は産業廃棄物課に提出することとしています。</p>
該当法令等	廃棄物処理法第 9 条の 9、第 15 条の 4 の 3
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	広域認定制度における申請手続きについては、事業者の負担の軽減及び認定取得後の立入検査の実施等の観点から、地方環境事務所の指導の下、手続きを行っています。申請書の受付後は標準審査期間内に審査を行うことができるよう、円滑な審査を行ってまいります。

区	分
---	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 28 年 11 月 4 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提案事項	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね 1～5 年間程度が原則とされている。</p> <p>例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT 期間 20 年 + 建設 2 年 + 撤去 0.5 年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。</p> <p>そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間（20 年間超）にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めるべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。</p> <p>ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」（2013 年 4 月 26 日閣議決定）に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。</p> <p>本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50 兆円規模の経済効果（浮体式洋上風力発電施設 1 基 50 億円 × 100 基 × 100 力所 = 50 兆円）をもたらすと見込まれる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

所管省庁： 内閣官房、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省

制度の現状	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を行う場合における法令などのルールはございません。
該当法令等	-
対応の分類	その他
対応の概要	<p>経済産業省は、平成 28 年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」こととしております（第 4 回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料 1 より）。</p> <p>また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成 28 年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。</p>

区 分	
-----	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 28 年 11 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 28 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・照会手続の電子化
具体的内容	<p>【具体的内容】 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）に係る照会文書の様式の統一化・照会手続の電子化を図るべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（年間約 100 万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行ったうえで行政機関に対する回答を行っており、大きな負担である。</p> <p>そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・手続の電子化を要望する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一化については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組むとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。（本年 9 月時点で、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式への移行率が 11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。）</p> <p>要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。</p> <p>加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一層迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。</p> <p>『日本再興戦略 2016』においても、GDP600 兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考えらる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁	総務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット（用語・書式など）については法令上の規定がないため、各自自治体に委ねられています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報（氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等）について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めるとや、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が揃わなくとも保護の決定を行うことができることとしています。</p> <p>また、平成 27 年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。</p>
該当法令等	国税通則法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3、国税徴収法第 141 条、国税犯則取締法第 1 条第 3 項 生活保護法第 29 条
対応の分類	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化：現行制度下で対応可能 照会手続の電子化：検討を予定</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>【財務省】検討に着手 【厚生労働省】検討を予定</p>
対応の概要	<p>【総務省】 (照会文書様式の統一化) 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、 「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、 「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会 に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請す る。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」 とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成 27 年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考 にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。 (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。</p> <p>【財務省】 平成 26 年 7 月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等につい て継続的に協議を行っています。 平成 28 年 10 月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応案を 既にお示ししており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成 27 年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と 生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、さらなる効率化に向け協議をしてみたいと考えています。 照会手続の電子化について 照会のオンライン化の可否については、提案主体と引き続き協議をしてみたいと考えています。</p>

区 分	
-----	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	健康保険組合に係る各種申請書等の電子化推進
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>健康保険組合の加入者が行う「健康保険被扶養者（異動）届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の各種申請について、加入者の電子署名要件を緩和するなど、電子化を推進する環境を整備すべきである。</p> <p>健康保険組合が作成する「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿の電子的な管理・提出を推進すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>健康保険法施行規則第 160 条において、「健康保険組合は、事業主又は被保険者に関する手続のうちこの省令の規定により書面等により行うこととしているものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができる。」と規定されている。電子申請を行うためには健康保険組合の加入者が電子署名をする必要がある一方で、健康保険組合が当該加入者に対して電子署名を強制することはできない。このため、健康保険組合は、「健康保険被扶養者（異動）届」、「出産手当金の請求書」、「疾病手当金の請求書」等の手続きの大部分を紙の申請書を用いて行っている。</p> <p>「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和 61 年 11 月 28 日付保険発第 104 号通知）において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」とされている。このため、健康保険組合は、「現金出納簿」、「歳入簿」、「歳出簿」、「収支差引残高簿」等の経理法定帳簿を紙で管理し、各地方厚生局への提出等を行っている。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>電子化を前提とした運用により、各種申請書や経理法定帳簿の授受・保管等に係る各種コストの抑制および情報漏えい等リスクの低減ならびに健康保険組合の運営効率化を実現したいため。</p> <p>(b)要望が実現した場合の効果</p> <p><各種コストの抑制></p> <p>紙代ならびに紙資料の郵送、管理（整理整頓などの人的作業が必要）保管（膨大なスペースが必要）廃棄（焼却または溶解が必要）等に係るコストの抑制。</p> <p><各種リスクの低減></p> <p>紙資料の郵送途上の紛失による個人情報等の漏えい、火災等による滅失等のリスクの低減。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	健康保険法施行規則第 160 条の規定により、健康保険組合の加入者が健康保険組合に対して行う各種申請については、電子情報処理組織により行うことができるとされています。 「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和 61 年 11 月 28 日付保険発第 104 号通知）において、「法定帳簿とするものは、会計年度終了時において出力して作成したものとすること。」としています。
該当法令等	健康保険法施行規則第 160 条、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和 61 年 11 月 28 日付保険発第 104 号通知）
対応の分類	検討を予定 その他
対応の概要	ご提案については、健康保険法施行規則第 160 条の規定により、加入者等が健康保険組合に省令の規定により書面等で行うこととしている申請については、電子情報処理組織を使用することができるとされています。当該手続を行うかどうかの判断は、各健康保険組合が実情に応じて、保険者として判断するものであり、健康保険法上電子署名の要否については規定しておりません。 ご要望については、健康保険法施行規則第 160 条に基づいた手続が健康保険組合及びその加入者に普及するよう、事務処理の効率化や情報管理リスクの削減を実現でき、かつ申請書作成者のなりすましや送信データの改ざんを防止することが出来るような体制を、現在政府において行われている電子申請の取扱いを参考にしながら、関係機関と連携して検討してまいりたいと考えております。

提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>ご提案については、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて(昭和61年11月28日保険発第103号)」において電子計算機で作成した会計帳簿を出力したものを法定帳簿とするよう規定しているところです。会計帳簿を紙によって管理することには、過去の会計帳簿の改ざん防止等、健康保険組合の厳正な運営に一定の効果があるものと考えられるため、通知に基づいた運営を各健康保険組合に対してお願いしています。</p> <p>また、地方厚生局は健康保険組合の監査時に出力された会計帳簿を確認しておりますが、これは電子データのままでは帳簿の内容の確認が困難であるためです。今後とも正確かつ円滑な監査を行うことができるよう、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
--	---

区	分
---	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 28 年 11 月 17 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提案事項	制度変更に伴う確定拠出年金制度への移換相当額の連合会移換について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を変更し、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関へ移換する場合、各加入者の移換相当額について、規約で定めることで本人の希望により、本人に一時に支払うことは可能であるが、当該額の企業年金連合会への移換について認めていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定給付企業年金の制度の終了・解散と同時に企業型年金の資産管理機関へ移換する場合は、企業年金連合会への移換が認められているが、加入者にとってみれば、上記の一時に支払われる額は、一部制度が終了したことによる分配金として考えられ、各加入者に対し柔軟な選択肢を設定可能とする観点から、当該者についても移換可能としていただきたい。
提案主体	(一社)信託協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者に対しては、当該移換相当額を一時に支払うことができますが、当該一時金を企業年金連合会に移換することはできません。
該当法令等	確定給付企業年金施行令第 54 条の 2、廃止前厚生年金基金令第 41 条の 4
対応の分類	検討に着手
対応の概要	確定給付企業年金について、希望する者に対しては、関係機関との調整を踏まえ、確定給付企業年金から企業型年金への移換相当額を企業年金連合会へ移換することを可能とする方向で、政令で措置する予定です。

区 分	
-----	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>労働安全衛生分野では、局所排気装置の性能基準による規制と管理濃度による規制がある。このうち、局所排気装置は、直接屋外排気することや、想定される使用環境において漏洩させないための最低風速が規定されている。</p> <p>一方、技術革新によって、排気の一部を屋内で循環させたり、風速を下げた状態においても、有害物質を健康被害の可能性が低いレベルに抑えることができることが可能となっている。なお、局所排気装置を不要とすることも認められているが、申請許可を得るまでに長期間を要している。</p> <p>そのため、第一管理区分を満たす場合は、局所排気装置の規制をなくし、管理濃度による規制のみとし、二重規制を解消すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>(a)規制の現状</p> <p>有機溶剤中毒予防規則第十五条の二で、局所排気装置の排気を直接外気に向かって開放することが規定されている。また、第十六条では制御風速が規定されている。</p> <p>第十三条の三により、所轄労働基準監督署長の許可を受けて局所排気装置等を設置しないことも可能であるが、許可を得られるか不確実な段階で新しい技術の導入工事を実施し、効果を検証してから申請する必要があり、設置後も許可を得られるまではこの技術を使用できない。さらに、許可を得られるまで長期間かかるため、新しい技術を導入するための大きな障害となっている。</p> <p>同様の規制は特定化学物質障害予防規則にもあり、第七条で排気口は屋外に設けられていることが規定されており、第六条の三で装置を設けないことができる場合について規定されている。</p> <p>(b)要望理由</p> <p>室内から排気を行うと、同じ量の外気を室内へ導入する必要がある。このとき、外気の温度を室内と同程度まで加熱・冷却する必要があるため、排気が多いほどエネルギーの消費量が増加する。そのため、排気を減らすことが省エネルギーにつながる。局所排気装置は、現在の規制では排気をすべて屋外へ開放する必要があるため、排気中の有害物質を除去する技術があったとしても、清浄化した排気を循環することができない。さらに、制御風速が規定されているため、低風速で有害物質を制御できる技術があったとしても、局所排気装置の風量を削減することができず、外気の導入量を削減することができない。また、局所排気装置の性能基準を満たさない装置を使用する場合、許可を受けるまでの期間が障害となる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果</p> <p>排気の一部を室内へ循環することが可能になると、局所排気装置に有害物質の除去装置を組み合わせることで、排気の一部を室内に循環しながら室内は第一管理区分を維持するようなシステムの構築が可能になる。また、制御風速が撤廃されれば、装置の形状などを工夫する余地が生まれるため、技術革新が可能になる。これらの対策技術が新たに構築されると、安全と省エネルギーを両立することが可能となる。これにより、安全を維持するためのコストが下がるため、作業環境を改善する対策技術の導入促進が期待される。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）等では、有機溶剤業務等に労働者を従事させるときは、発散する有害物により作業場内の空気が汚染されることにより引き起こされる労働者の健康障害を防止するため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等(以下「局所排気装置等」という。)の設置を義務づけています。</p> <p>ただし、有機溶剤中毒予防規則等を改正し、事業者は、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤業務等を行う屋内作業場等における有機溶剤等の濃度の測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしています。</p>
該当法令等	<p>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十二條第一号及び第二十七條第一項</p> <p>有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第五条及び第十三条の三第一項</p> <p>特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第四条第二項及び第三項、第五条並びに第六条の三第一項</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	等
対応の分類	対応不可、検討を予定
対応の概要	<p>局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤業務等を行う屋内作業場等における有機溶剤等の濃度の測定の結果が第一管理区分となる場合は、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局所排気装置等を設けないことができることとしております。なお、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤等の濃度の測定の結果が継続的に第一管理区分となることが見込めるか、有害物を分解することを内容とする発散防止抑制措置である場合に分解生成物にばく露することによる健康障害を生ずるおそれがないか等の点についても労働基準監督署長の許可を得ることにより担保する必要があるため、第一管理区分であることのみをもって、局所排気装置等を設けないことができることはできません。</p> <p>また、所轄労働基準監督署長の許可に係る期間については、許可された事例を公表し、汎用性のある発散防止抑制措置を普及させること、典型的な発散防止措置については審査を簡略化すること等、審査に要する期間を短縮できるよう方策を検討します。</p>

区	分
---	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 21 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 28 日

提案事項	電気通信工事業における監理技術者資格者の要件緩和
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>電気通信工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督の実務経験に必要な請負額を引き下げ、かつ「元請」要件を外すとともに、他業種における業務経験を実務経験として考慮する、講習・試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。また、施工管理技士検定種目に電気通信工事を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>電気通信工事・機械器具設置工事の監理技術者となるためには、元請で請負金額4,500万円以上の工事での指導監督的経験を2年以上有するか、一級の国家資格を有していることが必要である。</p> <p>しかし、電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化・低価格化により、請負工事金額4,500万円以上となる工事が少なくなっている。また、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験（大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上）が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を有することとなる。</p> <p>電気通信工事では「技術士」の有資格者のみしか保有資格による監理技術者証の取得が認められていないが、保有者数が少なく、監理技術者の中でも人員確保が深刻な状態である。そこで、代替となる資格を拡充することで、新たな監理技術者の確保が可能とするよう要望する。</p> <p>このように実態に即した請負額への引き下げ、元請要件の廃止、技術士以外の資格制度を創設することで、喫緊の課題である監理技術者の高齢化に歯止めをかけ、次世代の人材確保も可能になることから、電気通信工事に関する継続的な事業を行える企業が増えると考えます。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<p>建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として監理技術者又は主任技術者の設置を求めています。</p> <p>電気通信工事業の監理技術者要件については、技術士のほか、主任技術者要件を満たしている者のうち、発注者から直接請け負った請負金額4,500万円以上の工事での指導監督の実務経験2年以上を有する者とされています。</p>
該当法令等	建設業法第27条、建設業法施行令第27条の3
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>適正な施工を確保する上で、監理技術者は工事における下請業者等を適切に指導監督する技術力を有することが必要であり、そのためには、監理技術者要件として、一定の実務経験が必要と考えております。</p> <p>一方で、今後、監理技術者の不足が懸念されることから、電気通信工事業に関する技術検定の創設について、具体的な検討を行うための検討会を設置する予定です。</p>

区 分

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 28 年 11 月 21 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 28 日

提案事項	都市計画基礎調査の民間利用促進
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>今後の IoT 等を活用した都市再生を考える場合、都市の現状を分析することが必須であり、その際に、都道府県が実施する都市計画基礎調査（特に建物調査）の活用が有効である。</p> <p>しかし、民間へのデータ貸与に関しては、判断を行う権限を有している各都道府県に、目的外使用として拒否されることが多い。</p> <p>これは、明確な規定が存在しないことに起因するものであるが、オープンデータ化の時代においては、積極的に緩和すべき事項である。</p> <p>【提案理由】</p> <p>都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づき、概ね 5 年毎に都道府県において調査を行うものとされており、法令により調査事項を規定するとともに、技術的助言である都市計画基礎調査実施要領において、その詳細が提示されている。当該調査のデータは、都市計画の検討のみならず、他のまちづくりにも活用可能であり、他部局のデータも組み込みながら GIS 上で活用するなど、各種まちづくりの分析、検討に活用している先進的な地方公共団体も一部には見られるが、民間企業がデータ活用を目的に都道府県の都市計画課に申請した場合、概ね目的外使用との理由で拒否されることが多い。</p> <p>しかし、まちづくりにかかる各種データのオープンデータ化は、民間都市開発事業、都市機能施設の立地など各種の積極かつ効率的な民間ビジネスの展開を促すなど、国際競争力を確保した都市形成並びに目指すべき都市の将来像を実現する上で有効な取り組みである。このため地方公共団体においては、データ公開に制約のない地域統計データ等から積極的なオープンデータ化に取り組むとともに、都市計画基礎調査（特に建物調査、土地利用調査）において、必要に応じて、属性データの匿名化等の適切な処理をした上で、パーソナルデータの取り扱い等に配慮しつつ、民間事業者等のニーズがあるデータについては提供が可能な環境整備を行う等、将来におけるオープンデータ化への対応を念頭においた取り組みが必要である。</p> <p>要望の実現により、現状の都市のストックを活かした、平常時の都市のバリューアップ並びに災害時のレジリエンス向上を目的として、詳細な都市情報とともに、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した都市マネジメントが普及して行くと思われる。GIS を基盤とした都市計画基礎調査（特に建物調査、土地利用調査）の上に、先進の都市情報（人・車の動き、鉄道沿線の人の流れ、エネルギーの流れ等）が再現され、将来の都市活動（平常時・災害時）の高度化に向けた都市政策・都市開発に大きく寄与すると思われる。</p>
提案主体	(一社) 日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	<p>都市計画基礎調査は、都市計画法第 6 条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものです。</p> <p>民間へのデータ貸与については、調査主体である都道府県の判断によります。</p>
該当法令等	都市計画法第 6 条第 1 項、都市計画法施行規則第 4 条、第 5 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>都市計画基礎調査の個別データの持つ個人情報等をどのように処理すべきかという指針がないことが、データのオープン化が進んでいない主な要因と考えられるため、オープン化にあたり支障となっている課題の抽出とその対応策の検討等を平成 29 年度から行い、その結果をふまえ、平成 30 年度中にオープン化に向けたガイドラインを作成し、各自治体に周知します。</p>

区 分	
-----	--

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:10

受付日:平成28年11月29日

所管省庁への検討要請日:平成28年12月19日

回答取りまとめ日:平成29年2月15日

提案事項	優良認定制度の見直しについて
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者が優良産廃処理業者（廃棄物処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号）に処分等を委託した場合に、排出事業者責任を免責する。域外産業廃棄物の地方自治体への事前届出等を免除する。等の措置を講じること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良産廃処理業者の認定制度は、産廃処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、現状、排出事業者が優良産廃業者に対して処分等を委託するインセンティブが乏しい。 一方、国・地方自治体は、排出事業者に対して優良産廃業者の活用を促しているが、上記のような措置が講じられることにより、適正な産業廃棄物処分が促進される。 特に、リース会社においては、排出事業場が全国に亘り、域外産業廃棄物の流入規制を受けることが多く、各地方自治体の条例の内容確認とその対応に苦慮している。優良産廃業者に処分等を委託する場合に限って、域外産業廃棄物の流入規制を緩和することにより、優良産廃処理業者の認定制度の活用が促進される。
提案主体	(公社)リース事業協会
	所管省庁: 環境省
制度の現状	<p>廃棄物処理法第12条第7項により、排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。</p> <p>また、所管区域外から流入する産業廃棄物については、地方自治体における条例等により事前協議等が行われている事例があります。</p>
該当法令等	廃棄物処理法第12条第7項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>優良な循環産業の更なる育成については、中央環境審議会において行われている廃棄物処理法の見直しにおいて審議されており、認定を受けた処理業者が排出事業者により選択されるようにする観点から、認定要件に再生利用に関する情報（持出先に係る情報を含む。）を含む、処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加を検討するとともに、財務要件について見直す必要があります。</p> <p>また、優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について検討すべきとされています。</p> <p>今後、具体的な基準の見直しや優遇措置の内容については検討を進めます。</p> <p>なお、地方自治体における流入規制等の取組については、地方自治体の状況により制度が運用されている状況です。</p>

区分

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 28 年 11 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 28 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化
具体的内容	<p>行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（ある生命保険会社では年間約 1 0 0 万件の税務関連の照会を受けている）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っているが、照会文書の様式統一化および手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものとする。</p> <p>具体的には、行政機関からの多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。また、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じて照会手続を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指すこと、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p> <p>2 0 1 2 年より同様の要望を提出しており、現在、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「検討に着手」との回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2 0 1 6 年 9 月時点において、国税庁では新たな統一様式への切替が完了しており、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。また、電子化についても、各関係省庁から「検討に着手」との回答をいただいております。引き続き関係省庁が一丸となって取組を進めていただきたい。</p> <p>『日本再興戦略 2 0 1 6』では、GDP 6 0 0 兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられている。また、規制改革会議傘下に行政手続部会が設置され、省庁横断的に行政手続コストの削減に係る検討が進められているものと承知しており、本要望の実現は政府の方針にも適うものとする。</p>
提案主体	(一社)生命保険協会

所管省庁	総務省、財務省、厚生労働省
制度の現状	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における金融機関に対する取引照会は、書面などで行われます。照会文書の書面のフォーマット（用語・書式など）については法令上の規定がないため、各自治体に委ねられています。</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者等の情報（氏名、住所又は居所、資産及び収入の状況等）について、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めると、銀行等の関係人に対して報告を求めることができます。なお、要保護者が急迫した状況にある等やむを得ない場合には、当該調査結果が揃わなくとも保護の決定を行うことができることとしています。</p> <p>また、平成 27 年度から当該調査に係る照会文書の様式については、統一化されたものが使用されているところです。</p>
該当法令等	国税通則法第 74 条の 2 及び第 74 条の 3、国税徴収法第 141 条、国税犯則取締法第 1 条第 3 項 生活保護法第 29 条
対応の分類	<p>【総務省】 照会文書様式の統一化：現行制度下で対応可能 照会手続の電子化：検討を予定</p> <p>【財務省】 検討に着手</p> <p>【厚生労働省】 検討を予定</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>【総務省】 (照会文書様式の統一化) 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)において、 「金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する照会文書の用語・書式の統一化)」については、 「国税における書式等の統一化の取組を踏まえ、以下の統一化の実施について、地方団体間で構成する協議会 に対し、金融機関側の意向を伺いながら検討することを要請し、また検討結果についても連絡するよう要請す る。 照会文書の依頼事項に関する用語 照会文書の書式(照会の種類や業種ごとに統一できる箇所を調整の上)」 とされたことから、全国税務協議会に対して、統一化に関する検討を行うよう要請し、同協議会において平成 27年度に検討が行われたところです。 今後、照会文書の様式統一化に向けて、同協議会での検討内容について、他の行政機関における取組みも参考 にしつつ、地方団体への周知等を進めてまいります。 (照会手続の電子化) 今後、上記協議会での検討内容に係る地方団体の取組状況等を踏まえ、検討を行います。</p> <p>【財務省】 平成26年7月以降、規制改革実施計画の内容に沿って、生命保険協会等とシステム開発の方向性等につい て継続的に協議を行っています。 平成28年10月以降、生命保険協会を含む金融機関の事業者団体に対して、現時点における当庁の対応案を 既にお示ししており、現在は各事業者団体において傘下の会員様のご意見を確認いただいているところです。</p> <p>【厚生労働省】 照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と 生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、さらなる効率化に向け協議をしてみたいと考えています。 照会手続の電子化について 照会のオンライン化の可否については、提案主体と引き続き協議をしてみたいと考えています。</p>
-------	--

区 分	
-----	--

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：1

受付日：平成 28 年 11 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日

提案事項	タクシー二種免許受験資格要件の緩和
具体的内容	<p>現状、道路交通法により、(1)21歳以上(2)普通免許を3年以上保有に該当する者でなければ、普通第二種免許を取得できないこととなっている。</p> <p>地域公共交通機関の担い手の一つであるタクシーは、乗務員の高齢化により慢性的な乗務員不足になっており、地域によっては労務倒産などが危惧される状況にあるとされている。普通第二種免許の受験資格を緩和することにより、新卒高卒者の採用など若年運転者の採用が増え、慢性的な乗務員不足を解消に資すると考えられる。</p> <p>また、仮に受験資格を緩和した場合でも、試験に合格しなければ普通第二種免許を取得することはできないのだから、緩和により安全に支障が生じることはないと考えられる。</p> <p>そこで、普通二種免許の受験資格のうち、(1)の年齢要件について、第一種免許と同様に18歳に引き下げるとともに、(2)の経験年数要件については撤廃すべきである。</p>
提案主体	新経済連盟

	所管省庁：警察庁
制度の現状	普通第二種免許の運転免許試験については、21歳以上の者で、大型免許、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものでなければ、受けることができません。
該当法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第86条、第88条及び第96条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>御提案は、普通第二種免許の受験資格の緩和に関するものですが、規制改革会議において昨年5月に取りまとめられた答申に基づき昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、日本商工会議所等からの要望に対応するため普通第二種免許の受験資格の緩和について検討することとされています。これを受けて、警察庁として採り得る施策について、検討を開始したところです。</p> <p>これまで、運転免許制度の見直しの検討に当たっては、あらかじめ、調査研究等を実施し、施策を実施した場合の安全性の検証を行い、交通工学等の知見を有する有識者の検討を受けて報告書がまとめられてきました。その上で、関係事業者や被害者遺族の方等から必要な意見を伺い、更なる検討を経て、既存の制度の見直しを行うかの結論を得ているところです。</p> <p>本年度は、来年度に実施を予定する調査研究の準備のほか、 外国の運転免許制度のより詳しい調査 事故実態の調査 等を行っており、上記答申・計画も踏まえつつ、鋭意、必要な調査・検討を行ってまいります。</p>

区	分
---	---

提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：2

受付日：平成 29 年 1 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 31 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	戸建住宅を宿泊施設として活用するための規制緩和（消防法における消防用設備の設置義務の規制緩和）
具体的内容	<p>【提案目的】 訪日観光客が増加し、宿泊施設の不足が課題となる中、伝統的な日本家屋を改修した宿泊施設が観光客から人気を集めている。一方、全国各地では、空き家が増加し、生活環境、防災、防犯の観点から問題となっている。</p> <p>現在、国では、規制改革実施計画（H28.6.2閣議決定）において、ホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討することとしている。</p> <p>消防法の取扱いを見直し、空き家の戸建住宅の宿泊施設への利用を拡大することにより、観光客の多様な宿泊ニーズに対応するとともに、宿泊施設不足の解消、空き家の有効活用を促進するため、次のとおり提案する。</p> <p>【提案内容】 戸建住宅を宿泊施設として旅館業を営む際は、次の利用が想定されることから、消防法の規制を戸建住宅と同様の規制に緩和すること。</p> <p>（１）想定事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宿泊施設の利用形態が家族や友人などの特定の１グループ 2. 10人以下など少人数への１棟貸 3. 住宅の規模が２階以下かつ300平方メートル未満 <p>（２）消防法の取扱い 上記（１）の想定事例に係る戸建住宅については、消防法上、ホテル・旅館に係る次の規制を戸建住宅と同じ規制にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 誘導灯・誘導標識 2. 自動火災報知設備 3. 防災設備の使用 4. 消火器具 <p>【懸念される課題】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民家などの空き家が持つ魅力の低減や修繕による事業者の負担増につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。また、本県提案事例は、一般の住宅に宿泊する場合とその性能・用途が同様であることから、戸建住宅と同様の規制とすべきである。</p> <p>【民間事業者のニーズ】 戸建住宅を活用した宿泊施設を運営する事業者、不動産業者等へヒアリング調査を行った結果、消防法の規制を緩和する本県提案に賛同し、次の要望をいただいている。</p> <p>（例）現行制度では、画一的な規制により物件の持ち味が失われることもあるため、規制を緩和してもらいたい、など。</p>
提案主体	広島県

	所管省庁：総務省
制度の現状	消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められているところです。
該当法令等	消防法第8条の3、第17条 消防法施行令第4条の3、第7条、第10条、第21条、第26条
対応の分類	対応不可

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>消防法令では、建物の火災の危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用が求められています。戸建住宅を宿泊施設として旅館業を営む場合には、例えば、施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊することにより不慣れな火気使用設備を用いることによる出火のおそれが高まるなど、戸建住宅と比べて火災危険性が高まることが想定されるため、その危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置及び防災物品の使用を行っていただく必要があると考えています。</p> <p>ただし、消防用設備等の設置が必要な場合であっても、消防署長等が火災予防上支障がないと認めた場合には、当該設備等の全部又は一部を設置しないこととする等の取り扱いが可能であり、例えば民宿等に設置される誘導灯及び誘導標識については「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年消防予第17号)で上記取り扱いの具体的な要件等が示されています。</p>
-------	--

区分	
----	--